

第 7 回医療・介護ワーキング・グループ（平成 29 年 12 月 5 日）

「社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて」の追加質問

【質問 1】

調達仕様書について、第 7 回医療・介護ワーキング・グループの資料 1（以下、「資料 1」という。）の 2 ページ「1. 審査支払新システムの構築 ○新システムに係る調達仕様書の作成」に「調達仕様書の基本方針を取りまとめた。支払基金において年内に調達仕様書を作成し、年度末までにソフトウェアの開発事業者が決定するよう調達手続き等を進めていく。」と記載されている。

また、資料 1 の 5 ページ「支払基金改革の取組の体制について」に「支払基金の審査支払システムの構築に係る協議」の構成員が記載されている。

これらの新システム構築に向けた対応に関して、以下の（1）～（4）の内容を具体的にご回答ください。

- （1）調達仕様書の基本方針
- （2）新システムに係る投資対効果の試算（新システムの予算額及びシステム刷新後の事務コストの試算など）
- （3）支払基金において実施したシステム部門の体制強化取組
- （4）調達仕様書の基本方針・調達仕様書に関する内閣官房 IT 総合戦略室との連携状況（これまでと今後）

【質問 2】

コンピュータチェックルールについて、資料 1 の 2 ページ「2. 審査業務の効率化 ②コンピュータチェックルールの公開基準の策定」に「タスクフォースにおいて議論を行った」と記載されている。どのような公開基準案を検討されているのかご回答ください。

【質問 3】

本部審査の拡大について、資料 1 の 3 ページ「（2）より公平な審査の実現に向けた審査基準の統一化」に「②基金本部審査の拡大」と記載されている。これにより、審査委員会の審査対象レセプト全体の何割が本部審査になる想定かご回答ください。

【質問 4】

モデル事業について、資料 1 の 4 ページ「（3）支払基金の組織の在り方の見直し ①支部機能の集約化等に関するモデル事業の実施」に「①円滑な審査・支払業務の実施と両立できる集約化の在り方（集約可能な機能の範囲、集約化の方法等）を検証するため、平成 30 年度にモデル事業を実施する。」と記載されている。他方、資料 1 の 3 ページ「（1）審査プロセスの効率化・高度化の推進」に「①平成 30 年度前半にシステムの基本設計を終え、」と記載されている。

集約する支部機能の範囲や集約化の方法を決めずに新システムの基本設計が可能なのかご回答ください。可能であるとすれば、モデル事業は何のために実施するのか、その目的と必要性を

ご回答ください。また、モデル事業の結果が法整備にどのように影響するのかご回答ください。

【質問5】

法案提出の時期について、資料1の4ページ「(3) 支払基金の組織の在り方の見直し」に「平成31年の通常国会」と記載されているが、平成29年7月に公表された「支払基金業務効率化・高度化計画」(13ページ)においては「平成30年通常国会」と明記されている。法整備の時期が1年も後ろ倒しになった理由をご回答ください。

【質問6】

手数料体系について、資料1の4ページ「(4) その他①手数料体系の見直し」に「業務効率化によるコストダウンを図るとともに、今後の審査プロセスの見直し・新システムの導入による事務コストの軽減を踏まえた手数料の階層化について、具体化に向けた検討を行う。」と記載されている。どのような手数料体系の見直しをされる方針かご回答ください。

以上

第7回医療・介護ワーキング・グループ（平成29年12月5日）

「社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて」の追加質問に対する回答（様式）

	「社会保険診療報酬支払基金に関する見直し」について
省庁名	厚生労働省（保険局保険課）、社会保険診療報酬支払基金
回答日	平成30年1月9日
質問1	審査支払新システムに係る調達仕様書の作成について
<p>【回答】</p> <p>（1）調達仕様書の基本方針 今次システム刷新においては、システムアーキテクチャをゼロベースで再構築するコンセプトであることから、システム開発は、原則、一般競争入札（総合評価落札方式）によるものとした。 調達にあたっては、詳細な実現方法をあえて明記せず、さまざまな業者に提案をさせてこれを評価する方針としている。</p> <p>（2）新システムに係る投資対効果の試算（新システムの予算額及びシステム刷新後の事務コストの試算など） 現在、調達計画の段階であり、開発の詳細は平成30年秋頃に明確になると考えていることから、その時点で新システムに係る投資対効果の試算をお示ししたい。</p> <p>（3）支払基金において実施したシステム部門の体制強化取組 システム開発の専門家をさらに1名雇用。 専門家3名体制にてシステム刷新の調達仕様書の作成、以降の開発局面でのベンダーマネジメントを強化する。</p> <p>（4）調達仕様書の基本方針・調達仕様書に関する内閣官房 IT 総合戦略室との連携状況（これまでと今後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 『データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会 報告書』（平成29年1月12日）の指摘等を踏まえ、次の「協議の場の設置」までの間、毎週、システム開発の各検討段階において、次期審査支払システム開発の方向性や方針等を含め、内閣官房 IT 総合戦略室と毎週打合せを行い、システム開発に取り組んできている。 ○ システム開発について、厚生労働省、支払基金、国保中央会（国保連）、内閣官房 IT 総合戦略室を交えた協議の場を平成29年10月3日付けで立ち上げ、当面は仕様書の作成に向けて集中的に調整を行う場を設置した。 ○ 調達計画書、調達仕様書については、内閣官房 IT 総合戦略室の助言を受けながら 	

作成にあたっており、設計・開発及びハードウェア等※、一連の調達については、分離調達とする。

(※調達の単位)

- ①設計・開発工程における分離調達
- ②ハードウェアとソフトウェアの分離調達
- ③クライアント、サーバー機器設置に係る役務の分離調達
- ④設計・開発等の工程管理に関する分離調達
- ⑤個別機能単位の分離調達（受付、審査・支払システムやその他の共通機能等）
- ⑥新規開発とマイグレーションの分離調達（紙レセプトを対象とした機能等）
- ⑦運用保守工程の分離調達

○ 平成 30 年以降はシステムの基本設計・開発及び総合試験等を予定しており、これについても内閣官房 IT 総合戦略室と連携を図り進めていくこととしている。

質問 2

コンピュータチェックルールの公開基準の策定について

【回 答】

- コンピュータチェックルールの公開基準については、2017 年度（平成 29 年度）中に策定し、それに基づきコンピュータチェックルールについて、順次公開を進めることとしている。

- コンピュータチェックルール（以下「チェックルール」という。）は基本的に公開することを前提としており、公開基準（案）においては、チェックルールの公開に当たり、特に留意すべき事項を中心に整理することとしている。
また、公開基準（案）の策定とあわせ、第一段階として、公開するチェックルールを「審査支払機関及びデータヘルス改革に関するタスクフォース」において調整している。

- これらを踏まえた上で、関係団体へ説明を行い、了解を得たものから順次支払基金のホームページにて公開していくこととして、検討を進めている。

質問 3

支払基金の本部審査の拡大について

【回 答】

- 高額レセプトを専門的に審査する本部特別審査委員会の対象レセプトの拡大については、厚生労働省、支払基金、国保中央会（連合会）及び関係団体で調整の上、2018年度（平成30年度）から順次拡大していくこととしている。

- 対象点数を引き下げた場合の影響は以下のとおり。
 - ・ 40万点以上：約3,300件／月（現行）
 - ・ 38万点以上：約3,800件／月（約1.2倍）
 - ・ 35万点以上：約5,000件／月（約1.5倍）
 - ・ 30万点以上：約7,300件／月（約2.2倍）

- なお、計画に定める「本部審査の拡大」については、「再審査の仕組みの改善」【2020年度（平成32年度（システム刷新時））に実施】の取組と併せて、進めていくこととしている。

【参考】

- ・ 現行の月間レセプト処理件数の平均（全国）：約8300万件
- ・ うち、実質的に審査委員会において審査しているもの約20%

質問 4

支部機能の集約化等に関するモデル事業の実施について

【回 答】

○ 新システムでは、現行の支部単位のサーバー群をセンターサーバーに一元化し、各支部間の処理を一括で行うこととして検討を進めている。

したがって、この新システムの方式であれば、サーバーのサイジング及びシステムの機能については、基本的には今後の支部組織のあり方に影響されるものではないと考えている。

○ 今回のモデル事業では、職員の審査事務の集約化の実施にあたり、実際に生じ得る課題（集約支部に配置される審査事務担当職員と、被集約支部の職員・審査委員との円滑な連携の確保方法や、被集約支部でのサービスレベルの維持など）や、審査事務以外の事務（保険者への紙レセプト等発送業務や医療機関等に対する返戻レセプト発送業務等）の集約可能性等について、職員体制や業務フロー等を中心に検証を行うこととしており、これらのモデル事業の成果については、新システムへの移行後も、活用していくことができるものと考えている。

○ また、モデル事業の結果を踏まえ、集約が可能な支部機能の範囲や支部長の権能等についても検証したうえで、法整備を検討するものと考えている。

【回 答】

○ 「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」（以下「計画・工程表」という。）において、厚生労働省は、平成 30 年通常国会において、社会保険診療報酬支払基金法等について、計画・工程表の内容に沿った法整備を行う旨の記載がなされている。

○ 法整備を行う際、法案の骨格は支部組織の見直しが主な事項になると考えているが、法案をまとめるに当たっては、

①見直し後の支部組織の具体化、

②組織の見直しが審査支払業務の円滑な実施に支障を来さないことの検証、

③現場関係者への丁寧な説明、

が必要である。

○ このため、計画・工程表に沿って、平成 30 年度前半に、

①新システムの基本設計、

②上記①を踏まえた、審査プロセスの見直しの具体化、

③集約が可能な支部機能の範囲等を検証するためのモデル事業の実施

等の取組を着実にを行うことで、平成 30 年秋頃には、実務面でのエビデンスも踏まえた支部組織見直しの具体像を示すことが可能となる。基金改革を円滑に進める上では、こうしたプロセスを経た上で平成 31 年通常国会に関連法案を提出することが最も適切であると考えたところである。

○ なお、法案提出を平成 30 年通常国会とした場合（提出期限は平成 30 年 3 月頃）、見直し後の支部組織の具体像や実務面でのエビデンスが整っておらず、現場関係者へも十分な説明ができないまま、法案提出、国会審議に臨むことになる。このような改革の進め方は、現場関係者の不信感・不安感を招くことになり、基金改革全体の円滑な施行に支障となるものと考えている。

質問 6

手数料体系の見直しについて

【回 答】

○ 支払基金業務効率化・高度化計画を着実に実施していくことで、業務運営に係るコストダウンを図っていくこととしている。

その上で、新システム稼働後に審査の段階化を図っていくこととしており、その中でレセプト請求内容を踏まえつつ、審査支払業務プロセスにおけるコスト分析等を基に、保険者（関係団体）等と協議しながら、新たな手数料の体系等を構築していくこととしている。